



全日三重

Vol-303
2018.3.7

公益社団法人 全日本不動産協会三重県本部
〒510-0087 四日市市西新地 10-16

TEL059-351-1822 FAX 059-351-1833
<http://mie.zennichi.or.jp/>

都市計画法に基づく開発許可等に係る申請手数料について

三重県県土整備部

三重県議会平成30年2月定例会議において、三重県手数料条例及び三重県宅地開発事業の基準に関する条例が改正された場合、平成30年4月1日の申請（市町の受付日が申請日）から、次のとおり手数料がかかります（手数料の納付は三重県証紙を申請書に貼付してください）。

手数料の名称	手数料の金額
建築等承認申請手数料（都市計画法第37条第1号）	5,000円
建築承認申請手数料（三重県宅地開発事業の基準に関する条例第12条の2）	5,000円
都市計画法の規定に適合していることを証する書面の交付申請手数料（都市計画法施工規則第60条）	4,000円

＜お問合せ＞ 三重県県土整備部建築開発課 開発審査班 TEL 059-224-3087

【三重県内の動き】

都市計画法に基づく開発許可等を所管する桑名市、四日市市、鈴鹿市についても同様に平成30年4月1日から手数料がかかる予定です。津市については平成30年7月1日からの予定です。

なお、建築（等）承認申請手数料は、桑名市では既に設定済みですが、金額を4月1日から上記に改定予定です。また、適合証明書の交付申請手数料は、桑名市と鈴鹿市では既に同額で設定しています。

手数料の納付方法等については、各自自治体により異なりますので、詳しくは下記の窓口にお問合せください。

・桑名市（都市整備部建築開発課）TEL 0594-24-1232 ・四日市市（都市整備部開発審査課）TEL 059-354-8196
・鈴鹿市（都市整備部都市計画課）TEL 059-382-9074 ・津市（都市計画部開発指導室）TEL 059-229-3182

四日市市及び伊賀市土砂災害特別警戒区域等の指定について

三重県県土整備部

今般、四日市市及び伊賀市において、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づく土砂災害特別警戒区域等が下記のとおり指定されましたので、重要事項説明等においてご留意願います。

指定地区：四日市市大字泊村 外 及び 伊賀市下阿波 外

指定年月日：平成30年2月23日

告示番号：三重県告示第120号、121号、122号、123号

※県公報及び指定区域図などについては、次のリンク先をご参照ください。

◇県公報 <http://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000767388.pdf>

◇指定区域図など http://www.pref.mie.lg.jp/HOZEN/HP/06770006284_00003.htm

伊勢市立地適正化計画に係る届出制度の開始について

伊勢市都市整備部

伊勢市では、平成30年3月末（予定）より、立地適正化計画によって、都市計画区域内の下記の区域において、誘導施設や一定規模以上の住宅の開発行為や建築行為を行う場合、原則として、行為に着手する日の30日前までに、市長への届出が必要となります。

1. 居住誘導区域以外の区域・・・・・・・・・・・・（届出対象：住宅）
2. 誘導施設を定めた都市機能誘導区域以外の区域・・・・（届出対象：誘導施設）

☞立地適正化計画とは

行政と住民や民間事業者が一体となってコンパクトなまちづくりに取り組んでいくため、市町村が独自に定めるものであり、都市の特性に応じて、必要な都市機能の立地を誘導すべき「都市機能誘導区域」、居住を誘導すべき「居住誘導区域」、誘導すべき具体的な「誘導施設」、その実現に向けた「誘導施策」等を定めるものです

○詳細は伊勢市ホームページをご覧ください。（<http://www.city.ise.mie.jp/16054.htm>）

○制度開始（平成30年3月末予定）後、30日以内に届出行為に着手する場合は都市計画課にご相談ください。

＜お問合せ＞ 伊勢市 都市整備部都市計画課 TEL 0596-21-5591

「全日三重」は当県本部HPにも掲載しておりますのでご覧ください。